

2026年7月1日

各位

株式会社北國銀行

**キャッシュカード関係規定集、北國カードローン DAY SMART 契約約款、カードローンサービス規約の一部改定について**

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、2026年7月1日（水）よりカード再発行手数料の廃止に伴い、キャッシュカード関係規定集、北國カードローン DAY SMART 契約約款、カードローンサービス規約を下記の通り一部改定しますので、お知らせいたします。

## 記

## ・キャッシュカード関係規定集

改定前	改定後
北國キャッシュカード規定（個人） 第13条（カードの再発行等） (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 (3) 前項のカード再発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方法、その他当行所定の方法により支払うものとします。カード再発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、カード再発行をすることができない場合がございます。	削除
北國キャッシュカード規定（法人） 第10条（カードの紛失、届出事頂の変更等） (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 (6) 前項のカード再発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方	削除

法、その他当行所定の方法により支払うものとしします。カード再発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、カード再発行をすることができない場合がございます。	
--	--

・北國カードローン DAY SMART 契約約款

改定前	改定後
北國カードローン・カード規定 第 10 条（カード再発行等） 2. カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。	削除

・カードローンサービス規約（旧北國マルチワンカード会員規約）

改定前	改定後
第 11 条（カードの再発行） 銀行は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が銀行所定の方法で届け出を行い、銀行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、銀行所定のカード再発行手数料を支払うものとしします。	第 11 条（カードの再発行） 銀行は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が銀行所定の方法で届け出を行い、銀行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。

※改定後の規定等は[こちら](#)からご確認ください。

以上